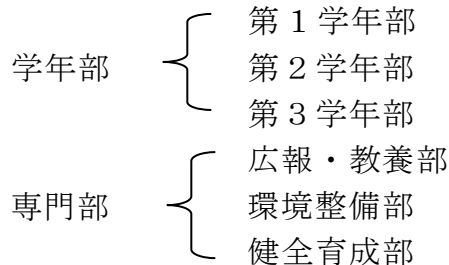


藤見中学校 P T A 部会規程

昭和 5 2 年 5 月 6 日改正
昭和 5 6 年 4 月 2 8 日改正
昭和 6 3 年 2 月 1 0 日改正
令和 3 年 3 月 1 6 日改正
令和 5 年 5 月 2 日改正

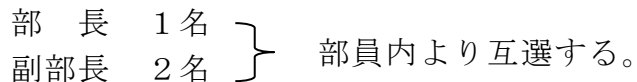
会則第 16 条 2 の規定に基づき次のとおり部会規程を定める。

1. 本会には、次の部を置く。



2. 委員は各学級 4 名選出し、内 3 名は専門部に、内 1 名は学年部に所属する。

3. 各部には次の役員を置く。



4. 常任委員は各学年部長、学年副部長、各専門部長、専門副部長、担当職員によって構成される。

5. 部会は、定期または随時に開催する。部会における分担会務の通常事項はその都度処理するが、重要事項は、常任委員会にはかるものとする。

各部は相互に連絡協調し、学校諸行事に随時参加する。

6. 各部の会務分担内容は、次のとおりである。

学年部

- ・ 学年所属会員より選出された委員によって構成
- ・ 当該学年内の教育運営についての協議並びに執行

専門部

(1) 広報・教養部

- ・ P T A 広報活動
- ・ 保護者の教養に関する研修の推進

(2) 環境整備部

- ・ 校地、校舎の整備の促進
- ・ 備品、教材、教具の充実の促進

(3) 健全育成部

- ・ 生徒の健全育成に関する諸活動
- ・ 地域関係諸団体との協力
- ・ 体育運動の奨励と関係行事の推進

6. 本規定は、昭和 36 年 4 月 16 日より実施する。